

医療法人聖比留会
厚南セントヒル訪問看護ステーション運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人聖比留会厚南セントヒル訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関、居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称等）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 医療法人 聖比留会 厚南セントヒル訪問看護ステーション
- （2）所在地 宇部市大字妻崎開作108番地

（職員の職種、員数、および職務内容）

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（管理者含む）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1名以上
看護職員等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護職員等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- （3）事務職員 1名（非常勤職員）
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者聖比留会職員就業規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。
ただし、12月30日より1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定看護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その額に各利用者の負担割合に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収しない。
- 3 死亡時の看護(死後の処置)は訪問看護サービス利用した利用者に限り提供する。処置料は11000円(税込)である。
- 4 事業所が利用者又はその家族から前各項の利用料等の支払いを受けたときは、サービスの内容・利用料を記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 実施地域は、宇部市(東岐波、小野、二俣瀬、吉部を除く)、山陽小野田市(旧山陽町を除く)区域とする。

(緊急時又は事故発生時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治

医に報告しなければならない。

- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 4 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理の体制)

第10条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講じるものとする。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、事業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を記録し、再発防止に努める。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(個人情報の保護)

- 第11条 ステーション及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第13条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、ステーションにおいて感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント処理)

第15条 ステーションは、サービス利用契約中に、利用者やその家族から暴力、ハラスメント行為を受けた場合は、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。場合によっては、契約を解除する場合もあり、居宅サービス計画書を作成した介護支援事業者や指示書を交付した訪問指示医にその旨を連絡する。

2 ステーションは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るため、研修の機会を設ける。採用後3か月以内、継続研修は年2回の研修参加をする。研修を受けた職員は、他の職員に研修内容を報告しステーションで知識の共有を行う。

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附記

この規定は、令和1年12月 1日から施行する。

令和3年 1月 5日改定

令和3年 4月 1日一部改定

令和5年 3月 1日改定

令和6年 4月 1日一部改訂